

## 協力金（第7弾）の早期支給に関するよくあるご質問

令和3年8月30日

### Q1. 早期支給とはどういうものですか？

A. 岐阜県が行った営業時間短縮等の要請にご協力いただける飲食店等（※）に対して、要請期間終了後に受付を開始する「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）」の一部を先行して支給するものです。

※ 岐阜市、大垣市、多治見市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、御嵩町（15市町）：

令和3年8月20日（金）から8月26日（木）の間はまん延防止等重点措置区域、令和8月27日（金）から9月12日（日）の間は緊急事態措置区域に指定されました。

15市町以外の高山市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、土岐市、飛騨市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村（27市町村）：

令和3年8月27日（金）から9月12日（日）までの間、緊急事態措置区域に指定されました。

### Q2. どのような事業者が早期支給を受けることができますか？

A. 次の4つの要件を全て満たす事業者が早期支給の対象です。

①岐阜県内に対象施設を有する中小事業者（中小企業及び個人事業者）

②対象施設が岐阜市、大垣市、多治見市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、御嵩町（15市町）に所在する店舗にあつては令和3年8月20日（金）から9月12日（日）までの全期間、高山市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、土岐市、飛騨市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村（27市町村）に所在する店舗にあつては令和3年8月27日（金）から9月12日（日）までの全期間、県の要請に全面的に協力いただく対象区域内の飲食店等（食品衛生法の「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けていること）

③岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）以降、2弾以上受給実績がある店舗を運営する事業者

④本申請を売上高方式で必ず申請する事業者

**Q 3. 「Q 2 の A ④」で、早期支給の対象要件として、「売上高方式」で申請する事業者とありますが、「売上高減少方式」を採用する中小企業や個人事業主も申請できますか？**

A. いいえ。早期支給は、「売上高方式」を選択する中小企業や個人事業主が対象ですので、「売上高減少額方式」を採用する中小企業や個人事業主は申請できません。

**Q 4. 大企業は早期支給を申請できますか？**

A. 大企業は「売上高方式」を選択できないため、申請できません。

**Q 5. 協力金（第 7 弾）の申請にあたり、早期支給は必ず申請しなければいけませんか？**

A. いいえ。

協力金（第 7 弾）の本申請にあたり、早期支給の申請は必須ではありません。早期支給の申請を行わず、要請期間終了後に協力金（第 7 弾）の本申請を行っていただくことも可能です。

**Q 6. 協力金（第 7 弾）の申請にあたり、早期支給を申請しなければ、後日、その期間の協力金を受給できないのですか？**

A. いいえ。

早期支給の申請を行わず、要請期間終了後に協力金（第 7 弾）の本申請を行っていただき、審査が通れば、早期支給分の期間の給付金も合わせて受給することができます。

**Q 7. 早期支給を申請しそびれた場合、協力金（第 7 弾）の通常の申請（本申請）を行うことはできますか？**

A. 可能です。

早期支給の申請を行わず、要請期間終了後に協力金（第 7 弾）の本申請を行っていただき、審査が通れば、早期支給分の期間の給付金も合わせて受給することができます。

**Q 8. 早期支給を申請すれば、協力金（第 7 弾）の申請手続きは終了しますか？**

A. 早期支給は、協力金（第 7 弾）の一部を先払いするものです。残りの金額は、要請期間終了後に行っていただく本申請の審査後に支給しますので、必ず本申請を行ってください。

**Q 9. 第6弾までは協力金の支給を受けておらず、第7弾で初めて協力金を申請します。早期支給の申請は可能ですか？**

- A. 第7弾で初めて協力金を申請する場合は、早期支給の申請はできません。  
協力金（第7弾）の早期支給は、第2弾から第6弾までの協力金において、2弾以上受給実績のある店舗が要件となっています。  
したがって、第7弾で初めて協力金を申請される場合は、要請期間終了後の本申請において申請してください。

**Q 10. 協力金（第6弾まで）の申請時より後に、経営する店舗数が増えましたが、その分も早期支給の申請は可能ですか？**

- A. 協力金（第7弾）の早期支給の対象となるのは、第2弾から第6弾までの協力金において、2弾以上受給実績のある店舗です。したがって、協力金（第6弾）以降に経営する店舗数が増えた場合は、その店舗については早期支給の申請はできません。

**Q 11. 誓約書は自作のものでもよいですか？**

- A. いいえ。  
必ず「様式2」をご利用ください。

**Q 12. 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？**

- A. 金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が記載されているページをコピーいただき、提出してください。  
なお、協力金（第5弾又は第6弾）を申請された方で、振込先に変更がない場合は、様式1「4 振込先」における金融機関名等の記入、通帳の写しの添付を省略することが可能です。

**Q 13. 協力金（第5弾、第6弾）で支給されていない協力金は、今回の早期支給に併せて支給されますか？**

- A. 今回の早期支給は、長期化する酒類提供自粛により厳しい状況にある飲食店等の皆さまに少しでも早く支給するため、これまでの協力金の審査とは切り離して支給するものです。  
そのため、協力金（第5弾、第6弾）が未支給の場合、それらよりも早く支給される場合があります。